

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月12日

足寄町農業協同組合
代表理事組合長 新津 賀庸 印



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業実施主体：足寄町農業協同組合
- (2) 補助事業名：平成30年度 足寄弾薬支処周辺農業用施設（農業機械）設置助成事業
- (3) 物品名：小麦用コンバイン
- (4) 納入場所：足寄郡足寄町共栄町115番地1
足寄町農業協同組合 農機具格納庫
- (5) 概要：カッターバー 5.4m折りたたみ式 グレインタンク容量9,000ℓ以上
APS（事前脱穀装置）及びMSS（ストローウォーカー強制分離装置）付
シーブ水平補正装置付 リターンパン付 強化プラスチック製グレインパン
付 排気ガス規制基準ステージ4 エンジン最大出力350ps以上
- (6) 納期：平成30年11月30日
- (7) 契約締結：売買契約書
なお、落札した請負者が暴力団の関係者であることが判明した場合は契約できない。
- (8) 入札事項：物品代金

2. 一般競争入札参加資格

(1) 基本条件

- ① 予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第70条および第71条の規定に該当しない者であること。別紙の「申立書」の提出を行う者であること。
- ② 経常利益が直近3カ年間連続赤字ではない者であること。
- ③ 地方自治法施工令（昭和22年政令第6号）第167条の4の規定に該当しない者である事。
- ④ 申請書および資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約の履行地域について、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から物品売買契約等に係る指名停止の措置等を受けていないこと。
- ⑤ 過去に会社更生および民事再生の手続きを行ったことがないこと。

* 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 付加条件

十勝管内にアフターメンテナンス拠点（営業所、支店等でも可）を有していること。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

名 称：足寄町農業協同組合 生産振興部農産課

住 所：足寄郡足寄町共栄町 115 番地 8

電 話：0 1 5 6 - 2 5 - 5 1 7 8

担当者：生産振興部農産課 阿蘇

(2) 一般競争入札説明書および関係書類の交付期間、場所および方法

ア. 期間：平成 30 年 6 月 12 日（火）9 時 ～平成 30 年 6 月 22 日（金）17 時

イ. 場所：足寄郡足寄町共栄町 115 番地 8

ウ. 電話：0 1 5 6 - 2 5 - 5 1 7 8

エ. 方法：資料配布による。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）および一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所および方法

ア. 期間：平成 30 年 6 月 11 日（月）9 時～平成 30 年 6 月 22 日（金）17 時

イ. 場所：足寄郡足寄町共栄町 115 番地 8

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 入札参加資格確認通知書・仕様書の提出日時および方法

ア. 日時：平成 30 年 6 月 23 日（土）12 時まで

イ. 方法：書面（電子メール送信）をもって通知する。本紙は郵送する。

(5) 入札仕様書の提出日時、場所および方法

ア. 日時：平成 30 年 6 月 27 日（水）17 時まで

イ. 場所：足寄郡足寄町共栄町 115 番地 8

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(7) 一般競争入札参加資格確認通知書（仕様書提出後）の提出日時および方法

ア. 日時：平成 30 年 6 月 29 日（金）17 時まで

イ. 方法：書面（電子メール送信）をもって通知する。本紙は郵送する。

(8) 一般競争入札の日時、場所および方法

ア. 日時：平成 30 年 7 月 4 日（水）11 時 00 分

イ. 場所：足寄町農業協同組合 本所 2 階 会議室

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことができる。

7. その他

(1) 談合情報に対する対応

ア. 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取および内訳書の徴取ならびに公正取引委員会への通報を行うことがあること。

イ. 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。

ウ. 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

(2) 注意事項

入札執行が完了するまでの間、事業実施主体である農協への本件に関する面談または電話等は一切認めない。

受注済みの別件等に関する連絡等、特に用件がある場合は事前に申し出、承認を得ることとする。

(3) 詳細は一般競争入札説明書および関係書類による。

以上